(143) 名称　シティック・キャピタル・ファイナンス・リミテッド
　　住所　シティックタワー28階、１ティム・メイ・アベニュー、セントラル、香港
(144) 名称　ダルトン・インベストメンツ・エルエルシー
　　住所　米国カリフォルニア州　90404、サンタモニカ市、クロバーフィールド・ブルヴァード1601　スイート5050Ｎ
(145) 名称　モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク
　　住所　米国ニューヨーク州ニューヨーク市５番街522号
(146) 名称　ＵＢＳリミテッド
　　住所　英国、ロンドン市、ブロードゲート５
(147) 名称　ドイチェ・バンク・アクチエンゲゼルシヤフト
　　住所　ドイツ連邦共和国、60325　フランクフルト・アム・マイン、タウヌスアンラーゲ12
(148) 名称　ユービーエス・エイ・ジー(銀行)
　　住所　スイス連邦8001　チューリッヒ、バーンホフシュトラーセ　45

２　届出を行った者が適格機関投資家に該当する期間　平成30年３月１日から平成32年２月29日まで

## 適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第６項の規定により届出のあった事項について、同条第９項に基づき次のとおり公告する。

平成30年２月28日

金融庁長官　森　　信親

１　所在地の変更のあった者

(1)　名称　三菱地所株式会社
　　変更後の所在地　東京都千代田区大手町一丁目１番１号

(2)　名称　芙蓉総合リース株式会社
　　変更後の所在地　東京都千代田区神田三崎町三丁目３番23号

２　名称の変更のあった者

(1)　変更前の名称　株式会社シンプレクス・インベストメント・アドバイザーズ
　　変更後の名称　みずほリアルティＯｎｅ株式会社

## 買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を農林水産省経営局長に提出されたい。

平成30年２月28日

農林水産大臣　齋藤　　健

記

| １国有財産の表示 | ２買収前の所有者の氏名及び住所 | 備　考 |
|---|---|---|
| 北海道士別市多寄町6748番<br>原野　547㎡ | 石谷和三郎<br>北海道上川郡士別町字下士別 | |
| 北海道士別市多寄町6749番<br>原野　196㎡ | | |
| 北海道士別市多寄町5387番２<br>原野　275㎡ | 渡辺　守郎<br>北海道上川郡多寄村36線西５号 | |
| 北海道士別市多寄町5387番４<br>原野　792㎡ | | |
| 北海道紋別郡雄武町字北幌内1046番３<br>原野　482㎡ | 田倉亀次郎<br>北海道空知郡砂川町南本町182 | |
| 北海道紋別郡雄武町字北幌内1053番<br>原野　1,031㎡ | 木村　京松<br>北海道紋別郡雄武村大字幌内村字下幌内1091 | |
| 北海道紋別郡雄武町字上幌内1095番<br>原野　2,386㎡ | 雄武町<br>北海道紋別郡雄武町 | |
| 北海道紋別郡雄武町字上幌内1098番<br>原野　1,896㎡ | | |
| 北海道紋別郡雄武町字上幌内1100番<br>原野　2,831㎡ | | |
| 北海道紋別郡雄武町字上幌内1101番<br>原野　2,523㎡ | | |
| 北海道紋別郡雄武町字上幌内1102番<br>原野　3,429㎡ | | |
| 北海道網走郡津別町字最上393番<br>山林　1,020㎡ | 北海道 | |
| 北海道網走郡津別町字最上395番<br>山林　1,475㎡ | | |
| 北海道紋別郡滝上町字滝ノ上原野4674番<br>山林　30,870㎡ | 張間　庄一<br>北海道紋別郡滝上町字滝ノ上原野 | |
| 北海道北斗市向野119番３<br>原野　925㎡ | 相馬合名会社<br>北海道函館市大町22 | |
| 北海道北斗市向野119番４<br>原野　677㎡ | 大野村<br>北海道亀田郡大野村 | |
| 北海道北斗市向野119番８<br>原野　228㎡ | | |
| 北海道北斗市向野119番10<br>原野　85㎡ | | |
| 北海道北斗市向野119番５<br>原野　169㎡ | 西川　幸一<br>北海道亀田郡大野村字大野町177 | |
| 北海道北斗市向野119番７<br>原野　178㎡ | 畠中源之助<br>北海道亀田郡大野村字開発406 | |
| 北海道北斗市向野119番９<br>原野　166㎡ | 畠中　　茂<br>北海道亀田郡大野村字開発406 | |
| 北海道北斗市向野122番３<br>原野　633㎡ | 神尾　正雄<br>北海道亀田郡大野村字大野町123 | |
| 北海道北斗市向野122番４<br>原野　77㎡ | | |
| 北海道登別市桜木町五丁目28番１<br>雑種地　520㎡ | 高橋　初雄<br>北海道幌別郡幌別村字本町144 | |
| | 藤江　数美<br>北海道幌別郡幌別村字本町 | |
| 北海道小樽市祝津二丁目370番１<br>畑　896㎡ | 伊勢谷スミ<br>北海道小樽市花園町東二丁目12番地 | |
| 北海道小樽市祝津二丁目371番７<br>畑　807㎡ | | |
| 北海道小樽市祝津二丁目371番８<br>畑　650㎡ | | 現況：市道 |
| 北海道小樽市祝津二丁目371番13<br>畑　1,045㎡ | | |

## 買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により、土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を東北農政局長に提出されたい。

平成30年２月28日

農林水産大臣　齋藤　　健